



平成18年5月30日

各 位

会社名 セメダイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒川 靖生
(コード番号 4999 東証第2部)
問合せ先 取締役管理部長 猪瀬 一弘
(TEL. 03 - 3442 - 1381)

(訂正)定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年5月19日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に関しまして、
語句の訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

下線は、変更部分であり、網掛け部分は訂正箇所であります。
訂正を要する条文のみ抜粋して記載しております。

1. 変更案の訂正

変更案 (訂正前)	変更案 (訂正後)
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株式名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株式名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第32条 監査役は、<u>その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>2. 監査役は、<u>その決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>2. 監査役会は、<u>その決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p>

2. 現行定款の訂正

現行定款 (訂正前)	現行定款 (訂正後)
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 2. 取締役の選任決議は、<u>株主総会総会</u>において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(代表取締役、役付取締役および相談役・顧問)</p> <p>第20条 3. <u>取締役の決議をもって、相談役または顧問を置くことができる。</u></p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 2. 取締役の選任決議は、<u>株主総会</u>において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(代表取締役、役付取締役および相談役・顧問)</p> <p>第20条 3. <u>取締役会の決議をもって、相談役または顧問を置くことができる。</u></p>

以 上